

フォークリフト運転業務安全衛生教育について

2017年2月23日作成

労働安全衛生法第60条の2において、「事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うように努めなければならない。」とされています。

さらに、その安全衛生教育に関する指針として、「フォークリフト運転業務安全衛生教育について」(平成2年3月1日基発第114号)をもって、教育カリキュラムが示され

「事業者は、従事者に対して一定期間(概ね5年)ごとに当該教育を実施するよう努めなければならない」とされています。

当協会では、これに基づき災害の防止をめざし、フォークリフト運転業務従事者を対象とした安全衛生教育を、下記により実施いたしますのでご案内いたします。

フォークリフト運転業務（労働安全衛生法施行令第20条第11号の業務）従事者安全衛生教育カリキュラムに則り実施

科 目	範 囲	細 目	時間
1 最近のフォークリフトの特徴	1 フォークリフトの構造上の特徴	イ 走行装置	2H
		ロ 荷役装置	
		ハ アタッチメント	
	2 各種荷役運搬方法の特徴	イ 荷役運搬方式	
		ロ はい作業の方法	
昼 食 (50分)			
2 フォークリフトの取扱いと保守	1 フォークリフトによる作業と安全	イ 作業計画	2H
		ロ 安全作業マニュアルの整備	
		ハ 作業指揮者	
	2 フォークリフトの点検・設備	イ 作業開始前点検	
		ロ 定期自主検査(月例・年次)	
		ハ 点検・検査結果に基づく措置	
休 憩 (10分)			
3 災害事例及び関係法令	1 災害事例とその防止対策	イ フォークリフトの災害発生状況	2H
		ロ 災害事例の提示	
		ハ 災害発生原因及び防止対策の検討	
	2 労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	イ 労働安全衛生法	
		ロ 労働安全衛生法施行令	
		ハ 労働安全衛生規則	
終了証の交付			

